

Point

J R 東海 大阪修繕車両所分会分会情報

No. 47 2010. 05. 03.

発行責任者 坂東 貞男

編集責任者 教 宣 部

5月3日は『憲法記念日』

5月3日が国民の祝日の一つである憲法記念日なのは言うまでもありませんが、日頃私たちが憲法を意識することはあまりありません。だからこそ憲法記念日の5月3日には日本国憲法を少し意識してみましょう。まず、日本国憲法の趣旨や基本原則についてが書かれている前文です。

【前文】

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協利による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

【ウラに続く】

みんなで守ろう！！憲法第九条

そして、世界に誇れる憲法第九条です。

【戦争の放棄, 軍備及び交戦権の否認】

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第二項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。

国の交戦権は、これを認めない。

昨年、政権が自民党から民主党に変わってからは、改憲についてあまり話題になることはありませんが、日本国憲法の憲法改正に必要な手続きである国民投票に関して規定する法律（国民投票法、憲法改正手続法、改憲手続法などと言われているもの）の施行が5月18日に迫っています。

そのために3月には自民党・憲法改正推進本部が『憲法改正論点整理の要旨』を公表し、「天皇の明文元首化や国歌国旗の制定、外国人の参政権否定、一院制・二院制の是非や徴兵制度や国防の義務を定めることについて検討する」と発表して論議を呼んでいます。まさしく平和憲法第九条を改悪して戦争に突き進みかねない内容ではないでしょうか！？

特定の政党や組織、思想・信条などに関係なく、人権と民主主義、そして人命尊重、戦争を絶対おこさないための平和憲法、特にその象徴である第九条を改悪させないため、みんなで連帯して運動していきましょう！！